

# おゆみ野ほたる会防犯カメラ管理規程

## 1 趣旨

この規程は、おゆみ野ほたる会に設置する防犯カメラ及び録画について、次項に定める設置目的を達成するため、適正な設置及び運用に関する必要な事項を定めるものである。

## 2 設置目的

防犯カメラは、おゆみ野ほたる会における犯罪防止や事故防止のために設置するものとする。

## 3 設置者等

(1) 設置者：おゆみ野ほたる会とする。

(2) 設置者は、防犯カメラの適正な運用を図るため、管理責任者（会長）を置くものとする。

また、防犯カメラの操作を行わせるため、取扱担当者（防犯パトロール隊長を含む最大 3 名まで）を置くものとする。

管理責任者：おゆみ野ほたる会の会長とする。

取扱担当者：おゆみ野ほたる会の防犯パトロール隊長を含む最大 3 名までとする。

取扱担当者は、おゆみ野ほたる会役員から、防犯パトロール隊長を含む最大 3 名まで選出可能とする。ただし、防犯パトロール隊長以外の選出は任意とする。

(3) 管理責任者及び取扱担当者の責務は、次のとおりとする。

ア 防犯カメラの画像及び画像から知り得た情報をみだりに第三者に漏らさないこと

イ その他画像の適切な取扱いに努めること。

(4) 管理責任者及び取扱担当者以外の者は、防犯カメラを操作してはならない。

(5) 管理責任者及び取扱担当者の氏名は改選毎に別紙 1 に定める。

## 4 設置場所及び設置台数

特定の住戸のプライベートな領域が映り込まないように設置場所を選定する。又、設置場所周辺の住民に防犯カメラを設置する旨、説明する。

(1) 防犯カメラ（録画装置付き） 台数および設置場所は別紙 1 に示す。

(2) モニター 一式 必要と認められた場合は管理責任者及び取扱担当者のスマートフォン又はパソコンに記録する。但し、目的が完了した時点で記録媒体は速やかに消去する。

## 5 設置表示

防犯カメラ設置場所の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載したプレート等を設置する。

## 6 画像の保存と廃棄

(1) 保存期間

撮影された画像の保存期間は、2 週間程度とする。

(2) 画像加工の禁止

画像は、撮影時のまま保存し、加工しないものとする。

### (3) 保管場所

記録した媒体は、防犯カメラに自動的に保存され、2週間程度で上書き保存される。

### (4) 画像の消去（個人情報漏洩対策）

保存期間が終了した画像は、上書き等により、速やかに、確実に消去する。

また、記録媒体を廃棄する場合には、記録された画像の読み取りが行えないよう、破碎や裁断等の物理的な処理を行うものとする。

### (5) 防犯カメラのメンテナンス

取扱担当者及び管理責任者は6か月に1回、スマートフォン等に画像を取り込み、定期的に防犯カメラが正常に機能しているか確認する。（メモリの破損・時計の確認・画像の精度）異常が確認された場合は速やかにメンテナンス業者に修理の依頼を行う。

## 7 画像の利用及び提供の制限

(1) 防犯カメラの画像及び画像から知り得た情報は、設置目的以外に利用し、又は提供してはならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 法令の規定に基づく場合

イ 捜査機関から犯罪の捜査目的による要請を受けた場合

この場合において、捜査機関が画像等の提出を求める時は、文書によるものとする。

ウ 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

(2) 上記アからウにより画像等を提供する場合は、提供する相手方の身分を確認し、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録するものとする。又、捜査機関以外の開示ルールとして、プライバシーの侵害を避けるため、管理責任者と取扱担当者で協議を行った上、提供することとする。

(3) プライバシー侵害対策としてプライバシーマスク機能（モザイク機能）を活用する。

## 8 苦情等の処理

防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問合せには、迅速かつ誠実に対応するものとする。

(附則)

(1) 本規程の属性はおゆみ野ほたる会にあり、本規程の修正、改定はおゆみ野ほたる会の役員会の決定で行われることとする。

(2) 本規定に記載のない事項については、別紙1「おゆみ野ほたる会防犯カメラに関する補足事項」を参照するものとする。

(3) この規程は、令和6年11月17日から施行する。